

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成 29 年 6 月 27 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）第4条第1項第103号に規定する「国が行う海洋の汚染の防除に関する業務」に従事する当局所有の海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の、デュアル燃料化^{*}に対応する船舶を建造するための基本構造及びその運用に関する検討を行うものである。

海洋環境整備船（清掃兼油回収船）のデュアル燃料化においては、清掃船兼油回収機能の検討と併せて、船体構造、主機関、燃料設備、関連補助機器など船舶建造に関連する法令に基づく検討が必要である。このため、業務にあたっては作業船建造検討に関する総合的な技術力が必要であり、作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績及び海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していることが求められる。よって、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な作業船のデュアル燃料化に関する技術検討を行った実績とともに、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討及び調査研究に関する実績と清掃兼油回収機能検討に関する実績を有し、作業船建造検討に関する総合的な技術力を有する法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

※デュアル燃料化とは、軽油とLNGの2種の燃料を切り替えて運転できる機能である。

2. 業務概要

(1) 業務名

海洋環境整備船建造検討業務

(2) 業務内容

- ① 主要要素技術の検討と機器の選定
- ② 海洋環境整備船基本構造検討
- ③ 海洋環境整備船建造概算額の検討
- ④ デュアル燃料機関の運用に関する検討
- ⑤ 係留施設の検討

(3) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日まで。

3. 業務目的

本業務は、国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）第4条第1項第103号に規定する「国が行う海洋の汚染の防除に関する業務」に従事する当局所有の海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の、デュアル燃料化に対応する船舶を建造するための基本構造及びその運用に関する検討を行うものである。

4. 応募要件

（1）基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和59年3月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

以下に示す、作業船建造検討に関する実績を全て有すること。

- ① 作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績を有していること。
- ③ 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していること。

5. 手続等

（1）担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話045-211-7413 F A X 045-211-0205

（2）説明書の交付期間、場所及び方法

平成29年6月27日から平成29年7月14日まで（1）に同じ場所で配付する。

また、関東地方整備局港湾空港部のHP上でも配付する。

HPアドレスURL：<http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/kyoku/bid/index.htm>

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成29年7月18日12時00分（1）に同じ。

持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口 5.（1）に同じ。

（3）当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限：別途通知する。

- (4) 関東地方整備局(港湾空港関係)における平成29・30年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も5.(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けていなければならない。
- (5) 詳細は説明書による。

海洋環境整備船建造検討業務 説明書

1. 当該招請の主旨

本業務は、国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）第4条第1項第103号に規定する「国が行う海洋の汚染の防除に関する業務」に従事する当局所有の海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の、デュアル燃料化^{*}に対応する船舶を建造するための基本構造及びその運用に関する検討を行うものである。

海洋環境整備船（清掃兼油回収船）のデュアル燃料化においては、清掃船兼油回収機能の検討と併せて、船体構造、主機関、燃料設備、関連補助機器など船舶建造に関連する法令に基づく検討が必要である。このため、業務にあたっては作業船建造検討に関する総合的な技術力が必要であり、作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績及び海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していることが求められる。よって、5. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、5. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、本業務に必要な作業船のデュアル燃料化に関する技術検討を行った実績とともに、海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討及び調査研究に関する実績と清掃兼油回収機能検討に関する実績を有し、作業船建造検討に関する総合的な技術力を有する法人等（以下、「特定法人等」という。）との契約手続に移行する。

なお、5. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

※デュアル燃料化とは、軽油とLNGの2種の燃料を切り替えて運転できる機能である。

2. 業務概要

(1) 業務内容

- ① 主要要素技術の検討と機器の選定
- ② 海洋環境整備船基本構造検討
- ③ 海洋環境整備船建造概算額の検討
- ④ デュアル燃料機関の運用に関する検討
- ⑤ 係留施設の検討

(2) 履行期間

契約締結日から平成30年3月23日まで。

3. 業務目的

本業務は、国土交通省設置法（平成11年7月16日法律第100号）第4条第1項第103号に規定する「国が行う海洋の汚染の防除に関する業務」に従事する当局所有の海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の、デュアル燃料化に対応する船舶を建造するための基本構造及びその運用に関する検討を行うものである。

4. 担当部局

(1) 担当部局

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係

5. 応募要件

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 関東地方整備局から指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2) 技術力に関する要件

以下に示す、作業船建造検討に関する実績を全て有すること。

- ① 作業船のデュアル燃料化に関する技術検討実績を有していること。
- ② 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の建造検討に関する実績を有していること。
- ③ 海洋環境整備船（清掃兼油回収船）の清掃兼油回収機能検討に関する実績を有していること。

6. 参加意思確認書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加意思確認書の作成方法

参加意思確認書の様式は、別添－1 に示すとおりとする。なお、文字サイズは 10 ポイント以上とする。

- (2) 5. に示す応募要件を全て満足していることが確認できる資料を添付すること。

7. 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

- (1) 提出期間：平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 7 月 18 日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9 時 30 分から 18 時 00 分まで。ただし、平成 29 年 7 月 18 日は 12 時 00 分まで。
- (2) 提出先：4. に同じ。
- (3) 提出方法：持参、郵送等（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下、「郵送等」という。）または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

8. 説明書の内容についての質問の受付及び回答

(1) 説明書の内容についての質問の受付

- ① 提出期間：平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 7 月 12 日までの（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）毎日、9 時 30 分から 18 時 00 分まで
- ② 提出先：4. に同じ
- ③ 提出方法：持参、郵送等または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

(2) 説明書についての質問に対する回答

公示内容の質問に対する回答は、質問を受理した日から参加意思確認書の提出期限の 2 日前（土曜、日曜日及び祝日を除く。）までに行うこととし、下記にて閲覧を行う。

- ① 閲覧期間：平成 29 年 6 月 27 日から平成 29 年 7 月 14 日まで
- ② 閲覧場所：関東地方整備局 経理調達課内

9. 参加意思確認書の審査

- (1) 参加意思確認書が提出された場合、審査を行う。
- (2) (1) の審査の結果、応募要件を満たすと認められる者に対しては、書面により通知する。この

場合、別途提案書の提出を要請する予定である。

・提案書の提出予定期限：別途通知する。

(3) (1) の審査の結果、応募要件を満たさない者に対しては、応募要件を満たさないとされた理由を通知する。

10. 応募要件を満たさないとされた理由の説明

(1) 9. (3) の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）以内に、書面により、関東地方整備局副局長に対して、応募要件を満たさないとされた理由についての説明を求めることができる。

(2) (1) の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に、書面により回答する。

(3) 受付場所及び時間

① 受付場所

〒231-8436 横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第二合同庁舎15階
関東地方整備局 総務部 経理調達課 契約管理係
電話 045-211-7413 F A X 045-211-0205

② 受付時間

9時30分から18時00分まで。

11. その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出期限までに参加意思確認書が提出先に到達しない場合、当該参加意思確認書の審査は行わない。

(3) 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(4) 提出された参加意思確認書は返却しない。なお、提出された参加意思確認書は、参加意思確認書の審査以外に提出者に無断で使用しない。

(5) 提出期限以降における参加意思確認書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合には、当該参加意思確認書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、指名停止の措置を行うことがある。

(7) 参加意思確認書に記載した配置予定技術者は、変更することが出来ない。（配置予定技術者を必要とする場合に限る。）

(8) 関東地方整備局(港湾空港関係)における平成29・30年度一般競争入札参加資格業者のうち「建設コンサルタント等」業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない場合も7.により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、当該資格の認定を受けていなければならない。

別添－ 1

参加意思確認書

業務の名称：海洋環境整備船建造検討業務

平成 29 年 6 月 27 日付けで手続き開始の公示のありました、標記業務に関心がありますので、関係書類を添付して参加意思確認書を提出します。

なお、予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

平成 年 月 日

関東地方整備局副局長 高田 昌行 殿

提出者)	郵便番号	
	住 所	
	電話番号	
	F A X	
	会社名	〇〇〇〇〇〇 (株)
	代表者	役職名 氏名 印
作成者)	担当部署	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	F A X	
	E-mail	